

「人材開発支援助成金」申請・受給ポイントガイド

このポイントガイドは、事務局にて受給要件・申請方法を東京労働局にて確認し、まとめたものです。実際の受給要件・申請方法は確認項目も多く、審査基準は各地域での判断に違いもあるようですので、ひとつのご参考としてご活用ください。

また、申請手続きはカリキュラムを受講する事業主・団体様が行います。申請の代行を依頼する場合は社会保険労務士または弁護士の業務となります。

※詳細のご確認は、厚生労働省ホームページ、平成30年度版パンフレット「人材育成開発助成金のご案内」（特定訓練コース、一般訓練コース、教育訓練休暇付与子コース）をご確認下さい。[検索方法は本ガイド⑧]

①「人材育成助成金」とは

雇用する労働者に対し、専門的な知識・技能の習得の為に訓練を実施した場合、訓練経費や賃金を助成する制度です。

②申請・受給するためのポイント

JUAVACは国土交通省の認定団体でもあることから、カリキュラムも受給要件をクリアしておりますが、受講者様側にもさまざまな条件があります。次の(1)～(3)をクリアする事が申請・受給のポイントになります。

(1)受講する内容が事業・職務に直接関連しており、専門的な知識及び技能の習得をさせる為の訓練である事。

(2)受講する内容が事業・職務に直接関連しており、継続的に活かせる事。

(3)受講する事業主・団体に労働関係法令の違反や労働保険料の未納が無い事。

※特に(1)(2)については申請窓口での説明・資料提出などにより、合理性を認められる事が重要です。

※助成対象とならない訓練の詳細は、「人材開発助成金のご案内」パンフP27

③JUAVACのカリキュラムで申請対象となる助成金コース

厚生労働省・労働局管轄	(1)特定訓練コース（若年人材訓練）
「人材開発支援助成金」	(2)一般訓練コース

(35歳未満・採用5年以内の正社員)

(35歳以上・採用5年以上の正社員)

※一般訓練コースの場合、大企業は対象外。

企業規模基準の詳細は、

「人材開発助成金のご案内」パンフP10

④助成金の受給例

特定訓練コース（中小企業の例）

受講コース	賃金助成金	経費助成金	助成金合計
フライト基本技術コース	760円×25時間＝19,000円	270,000円（受講費用）×45％＝121,500円	140,500円
測量基本技術コース（初級）	760円×31時間＝23,560円	291,600円（受講費用）×45％＝131,220円	154,780円
測量基本技術コース（中級）	760円×42時間＝31,920円	324,000円（受講費用）×45％＝145,800円	177,720円

※受講費用は税込み

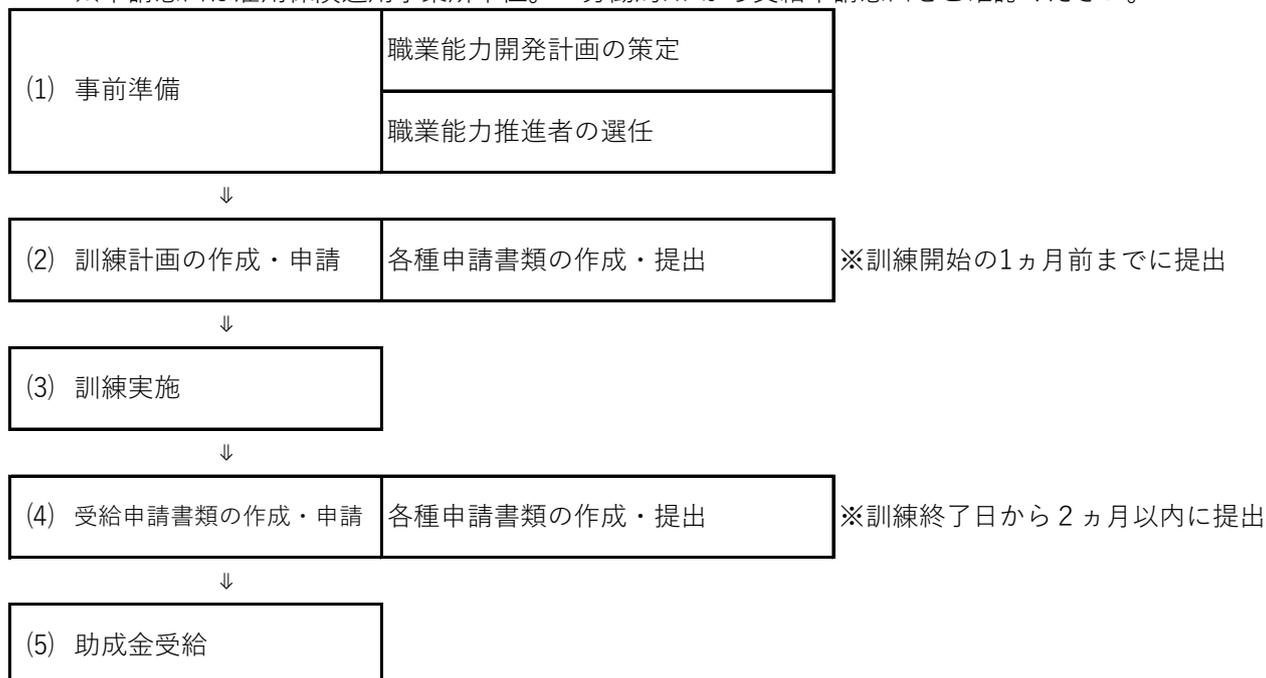
一般訓練コース

受講コース	賃金助成金	経費助成金（限度額70,000円）	助成金合計
フライト基本技術コース	380円×25時間＝9,500円	270,000円（受講費用）×30％＝81,000円	79,500円
測量基本技術コース（初級）	380円×31時間＝11,780円	291,600円（受講費用）×30％＝87,480円	81,780円
測量基本技術コース（中級）	380円×42時間＝15,960円	324,000円（受講費用）×30％＝97,200円	85,960円

※受講費用は税込み

⑤申請の流れ

※申請窓口は雇用保険適用事業所単位。 労働局HPから支給申請窓口をご確認ください。



⑥その他の事項

- (1) 助成対象となる受講回数の上限は、1年間（訓練計画期間）で3回まで。翌年はまたリセットされ3回対象となる。
- (2) 初級コース・中級コースをまとめて申請しても良い。
- (3) 初級コース・中級コースを分けて申請する場合、各訓練開始の1ヵ月前までに申請。
- (4) 過去に受講した訓練に対して申請することはできない。

⑦具体的な申請の流れ

(1)事前準備

NO,	準備	検索場所
1	事業内職能力開発計画の作成	「人材開発助成金のご案内」パンフP11-②
2	年間職業能力開発計画の作成	訓練様式 3
3	職業能力開発推進者の選任	

↓

(2)訓練計画の作成・申請

NO,	準備	検索場所
1	事業主訓練実施計画届	訓練様式 1
2	訓練別の対象者一覧	訓練様式 4
3	事前確認書	人開様式 1

↓

(3)訓練実施

↓

(4)支給申請

NO,	準備	検索場所
1	支給要件確認申立書	共通要領様式 1
2	振込口座の申請	支払い方法・受取人住所届
3	事業主支給申請書	訓練様式 5
4	賃金助成・OJT実施助成の内訳	訓練様式6-1
5	経費助成の内訳	訓練様式7-1
6	OFFJT実施状況報告書	訓練様式8-1

↓審査

(5)助成金支給認定…事業主に支給（不支給）決定通知書が送付され、支給決定額が振り込まれます。

※東京労働局では、支給申請から支給額決定まで1年ほどかかっている。

※様式等の申請書類ダウンロード方法は本ガイド⑧。

※経費助成で「生産要件を満たす場合」の申請は別途資料が必要。

⑧パンフレット、各種申請書類ダウンロード方法

(1) 平成30年度版パンフレット「人材育成開発助成金のご案内」ダウンロード方法

- 1、

労働局 人材開発支援助成金	検索
---------------	----

 - ↓
 - 2、人材開発支援助成金（特定訓練コース、一般訓練コース、教育訓練休暇付与コース、特別育成訓練コース）
 - ↓
 - 3、助成内容
 - ↓
 - 4、平成30年度版パンフレット（特定訓練コース、一般訓練コース、教育訓練休暇付与コース） [1,337KB]

(2) 各種 様式ダウンロード方法

- 1、

労働局 人材開発支援助成金	検索
---------------	----

 - ↓
 - 2、人材開発支援助成金（特定訓練コース、一般訓練コース、教育訓練休暇付与コース、特別育成訓練コース）
 - ↓
 - 3、申請書類ダウンロード
 - ↓
 - 4、各種様式を選択